

精神病床 入院費概算 シミュレーション

患者様本人の保険情報に該当する項目を選択すると対応するページにジャンプします。

- 本シミュレーションは高額療養費の使用を前提としております。高額療養費の申請がない場合は金額が大きく異なる場合がございます。
- 実際に入院される病棟や診療行為により金額は前後しますので、入院費の目安とお考え下さい。
- 不明等ございましたら「地域連携相談室」までお問合せ下さい。
- 本シミュレーション概算の他に、寝巻・日用品のセット・オムツプランを申込む場合は別途費用が掛かります。

シミュレーションスタート

戻る

年齢をお選びください

- 70歳未満
- 70歳以上～75歳未満
- 75歳以上

標準報酬額（年収）の区分をお選びください

- ア) 1,160万円以上
- イ) 770万円～1,160万円以上
- ウ) 370万円～770万円以上
- エ) 370万円以下
- オ) 住民税非課税

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」に記載されている区分ア～オをご確認下さい

戻る

高齢受給者医療保険の負担割合をお選びください

- 負担割合 3割
- 負担割合 2割

高齢受給者（3割） をお選びください

標準報酬額（年収）の区分

- 現役並み所得 III 1,160万円以上
- 現役並み所得 II 770万円～1,160万円
- 現役並み所得 I 370万円～770万円

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」に記載されている区分IIかIをご確認下さい（IIIの該当者は認定証の発行なし）

高齢受給者（2割） 標準報酬額（年収）の区分 をお選びください

- 一般所得 156万円～370万円
- 低所得Ⅱ 住民税非課税
- 低所得Ⅰ 住民税非課税かつ所得一定以下

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」に記載されている区分ⅡかⅠをご確認下さい（一般所得の該当者は認定証の発行なし）

後期高齢者医療保険の負担割合をお選びください

- 負担割合 3割
- 負担割合 2割
- 負担割合 1割

後期高齢者（3割） 標準報酬額（年収）の区分 をお選びください

- 現役並み所得 III 1,160万円以上
- 現役並み所得 II 770万円～1,160万円
- 現役並み所得 I 370万円～770万円

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」に記載されている区分ⅡかⅠをご確認下さい（Ⅲの該当者は認定証の発行なし）

高齢受給者（1割） 標準報酬額（年収）の区分 をお選びください

- 一般所得 156万円～370万円
- 低所得Ⅱ 住民税非課税
- 低所得Ⅰ 住民税非課税かつ所得一定以下

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」に記載されている区分ⅡかⅠをご確認下さい（一般所得の該当者は認定証の発行なし）

70歳未満で標準報酬額の「区分ア」の方の1ヶ月 入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

《多数該当の場合》

140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

70歳未満で標準報酬額の「区分イ」の方の1ヶ月 入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

《多数該当の場合》

93,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 135,300円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

70歳未満で標準報酬額の「区分ウ」の方の1ヶ月 入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
85,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 127,300円</u>		

《多数該当の場合》

44,400円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 86,700円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

70歳未満で標準報酬額の「区分工」の方の1ヶ月 入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
57,600円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 127,300円</u>		

《多数該当の場合》

44,400円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 86,700円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

70歳未満で標準報酬額の「区分才」の方の1ヶ月 入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費 (210円/1食)	共益費 (30円/日)
35,400円	+ 18,900円	+ 900円
<u>合計 55,200円</u>		

《多数該当の場合》	(160円/1食)	←食事代の減額は手続が必要
24,600円	+ 14,400円	+ 900円
<u>合計 39,900円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

高齢医療受給者（3割）で標準報酬額の「区分Ⅲ」の方 の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

《多数該当の場合》

140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

高齢医療受給者（3割）で標準報酬額の「区分Ⅱ」の方
の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

《多数該当の場合》

93,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 135,300円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

高齢医療受給者（3割）で標準報酬額の「区分Ⅰ」の方 の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
85,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 127,300円</u>		

《多数該当の場合》

44,400円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 86,700円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

高齢医療受給者（2割）で標準報酬額の「一般」の方 の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
57,600円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 99,900円</u>		

《多数該当の場合》

44,400円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 86,700円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

高齢医療受給者（2割）で標準報酬額の「低所得Ⅱ」の方 の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（210円/1食）	共益費（30円/日）
24,600円	+ 18,900円	+ 900円
<u>合計 44,400円</u>		

《多数該当の場合》	（160円/1食）	←食事代の減額は手続が必要
24,600円	+ 14,400円	+ 900円
<u>合計 39,900円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

戻る

高齢医療受給者（2割）で標準報酬額の「低所得Ⅰ」の方
の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（100円/1食）	共益費（30円/日）
15,000円	+ 9,000円	+ 900円
<u>合計 24,900円</u>		

※多数該当扱いなし

後期高齢者医療受給者（3割）で標準報酬額の「区分Ⅲ」 の方の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

《多数該当の場合》

140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

後期高齢者医療受給者（3割）で標準報酬額の「区分Ⅱ」 の方の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
140,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 182,300円</u>		

《多数該当の場合》

93,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 135,300円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

後期高齢者医療受給者（3割）で標準報酬額の「区分Ⅰ」 の方の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
85,000円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 127,300円</u>		

《多数該当の場合》

44,400円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 86,700円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

戻る

後期高齢者医療受給者（1割または2割）で標準報酬額の
「一般」の方の1ヶ月入院費（概算）
※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（460円/1食）	共益費（30円/日）
57,600円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 99,900円</u>		

《多数該当の場合》

44,400円	+ 41,400円	+ 900円
<u>合計 86,700円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

後期高齢者医療受給者（1割）で標準報酬額の「低所得Ⅱ」
の方の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（210円/1食）	共益費（30円/日）
24,600円	+ 18,900円	+ 900円
<u>合計 44,400円</u>		

《多数該当の場合》	（160円/1食）	←食事代の減額は手続が必要
24,600円	+ 14,400円	+ 900円
<u>合計 39,900円</u>		

高額療養費制度を使って過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が「多数該当扱い」となります。

戻る

後期高齢者医療受給者（1割）で標準報酬額の「低所得Ⅰ」
の方の1ヶ月入院費（概算） ※食事1日3回30日の場合

医療費	食費（100円/1食）	共益費（30円/日）
15,000円 +	9,000円 +	900円
<u>合計 24,900円</u>		

※多数該当扱いなし